

新居浜工業高等専門学校八雲荘使用規程

昭和60年6月10日規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校八雲荘（以下「八雲荘」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の内容)

第2条 八雲荘は、宿泊室・集会室・準備室及びその他の共用施設からなる。

(使用の範囲)

第3条 八雲荘は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の非常勤講師が、来校し宿泊するとき。
- (2) 文部科学省・その他本校に関係のある機関の職員等が、来校し宿泊するとき。
- (3) 本校職員が、宿泊又は福利厚生のため各種会合に使用するとき。
- (4) その他校長が、特に認めたとき。

(使用手続)

第4条 八雲荘を使用しようとする者は、あらかじめ所定の使用申込書を校長に提出しその許可を受けなければならない。

- 2 八雲荘の施設を使用しようとする者が、遠隔地のため直接使用申込書を提出できない場合には、本校職員が代理で行うことができる。
- 3 校長は、前各項の使用を許可したときには、所定の使用許可書を交付するものとする。

(使用の変更)

第5条 前条の規定は、八雲荘の施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)が、その使用を変更しようとする場合に準用する。

- 2 使用者は、その使用を中止する場合には、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(宿泊料)

第6条 宿泊の許可を受けた者（以下「宿泊者」という。）は、別に定める宿泊料（施設使用料・光熱水料等）をあらかじめ納入しなければならない。

- 2 宿泊料のうち、光熱水料等については、年1回見直すものとする。
- 3 既納の施設使用料は、返還しない。ただし、宿泊者の責によらない事由により使用することが出来ないときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、別に定める「八雲荘使用心得」を遵守するとともに、備品等を常に善良な管理者の注意をもつて使用しなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 校長は、使用者がこの規程及び八雲荘使用心得に違反したときには、使用許可の取消し又は使用の中止を命ずることがある。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は重大な過失により八雲荘の施設又は備品等を破損若しくは滅失したときは、本校の指示に従い、その損害を弁償しなければならない。

(事務処理)

第10条 八雲荘に関する事務は、総務課契約係において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、八雲荘の使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年6月10日から施行する。
- 2 昭和52年4月1日制定の「新居浜工業高等専門学校八雲荘使用規程」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年12月13日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。